

公務災害・通勤災害認定請求提出時チェックリスト

※ 認定請求時は、このリストで確認した上で提出してください。

【添付書類全般】

- 添付資料一覧の書類が揃っているか。

【公務災害・通勤災害認定請求書】

- 認定請求書に記載された複数の日付の前後に間違いはないか。
(災害発生日→請求年月日→所属部局受理年月日→所属部局長の証明年月日→任命権者受理年月日→任命権者の意見年月日の順)
※認定請求書の到達が災害発生日の翌日から起算して3か月を超えるときは、「遅延原因とその改善策に係る報告書」を提出。
- 共済組合員証・健康保険組合員証記号番号は、団体番号も含め、正確に記載されているか。
- 災害発生日時・場所は、添付書類中の記載内容と一致しているか。
- 傷病名は、診断書の傷病名と一致しているか。
- 負傷の場合、「2 災害発生の状況」欄の記載内容から、負傷の瞬間が再現できるか(どのような動作からどのように負傷したのか具体的に記載)。
- 「2 災害発生の状況」欄の内容は、被災日から書類提出日の直近までの状況(通院の状況、転医先があればその医療機関名)が分かるものになっているか。
- 共済組合員証等の使用について、「有」か「無」に○がしてあるか。
- 任命権者の意見が記載してあるか。

【災害発生現認書・報告受理書】

- 現認者または報告受理者の視点で記載されているか。
- 現認書には、いつ何を見聞きしたかが、また、報告受理書には、被災職員から、いつどのような内容の報告を受けたかが、それぞれ記載されているか。
- 加害者以外の者が作成しているか(第三者加害事案の場合)。

【現場見取図】

- 災害発生時の動作・状況がひと目で分かるように記載されているか。

【出張命令簿・公用車使用申請簿等の写し】

- 勤務公署以外で被災した場合、出張命令簿または公用車使用申請簿等の写しが添付されているか。(口頭で命令した場合は、所属長の証明書を提出)

【第三者加害報告書】

- 記載漏れはないか。(特に加害者・保険会社・交渉相手方の情報)

認定請求書の添付資料一覧

添付資料名		診断書	災害発生現認(報告受理)書	現場見取図	時間外(宿直)勤務命令簿の写し ※注1	職務命令等に関する資料 ※注2	出張命令簿の写し ※注3	4 作業(運行)日誌の写し ※注4	経路図	通勤届の写し	勤務時間等に関する規程等	※注5 実施に関する通知書等の写し	腰痛調書	既往歴報告書
区分														
公務災害	自己の職務遂行中(勤務時間内)	◎	◎	◎								○		
	自己の職務遂行中(勤務時間外)	◎	◎	◎	◎							○		
	担当外の職務遂行中	◎	◎	◎		◎						○		
	出張中、赴任中(公用外出、外勤を含む)	◎	◎	◎			◎	◎	◎			○		
	出勤又は退勤途上	◎	◎	◎	○				◎	◎	◎			
	訓練中	◎	◎	◎			○		○			◎		
	レクリエーション参加中	◎	◎	◎								◎		
	頸椎、膝に関する靭帯損傷等の場合	◎	◎	◎										◎
	腰痛	◎	◎	◎		○	○	○	○			○	◎	◎
	心臓・血管・脳疾患による疾病	◎	◎	◎	◎						◎			
	精神疾患に起因する疾病	◎	◎	◎	◎						◎			
通勤災害	◎	◎	◎	○					◎	◎	◎			
共通	第三者加害事案	第三者加害報告書、誓約書(被災職員が記載)、第三者からの事実確認書(注6)												
	交通事故の場合	交通事故証明書(原則、原本及び人身事故扱いとすること)、事故発生状況報告書												
	交代制勤務者の場合	出勤簿の写し、勤務表の写し、勤務時間等に関する規程等												
	常勤的非常勤職員の場合	災害発生日から過去2か年分の出勤簿及び辞令書の写し、勤務時間等に関する規程等の写し												
	産休育休代替職員、再任用職員等の場合	直近の辞令書の写し												
	認定請求書の提出が遅れた場合	公務災害・通勤災害認定請求の遅延原因とその改善策に係る報告書												

◎は必ず提出し、○は必要に応じて提出

注1、2: 口頭で命令した場合は、「被災職員名、命令した内容・年月日、超勤時間等」のわかる所属長の証明書

注3、4: ①各資料には出張又は作業に係る「年月日、用務地、内容、被災職員名」が記載されていること

②口頭で命令した場合は、①についての所属長の証明書

注5: 任命権者が企画・立案・実施したことを証明できる資料であること

注6: 第三者から取得できない場合は「未提出理由書(任意様式)」を提出すること

注7: 任命権者が島根県教育委員会の場合は、島根県教育委員会のホームページも参照の上、更に資料を添付し提出すること